

---

---

## 第 1 章 地域福祉活動計画の概要

---

---

## 第1章 地域福祉活動計画の概要

### 第1節 地域福祉活動計画の意義と内容

#### (1) 地域福祉とは

これまで「福祉」とは、行政が中心となって高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉というように、制度を利用する対象者ごとに法整備が進められてきました。

しかし、急速に少子高齢化が進むとともに、ライフスタイルが多様化している現代社会においては、従来の公共的な福祉サービス中心の福祉だけでは、きめ細やかな対応ができないといった問題が生じてきています。

このような中、高齢者も障がいのある人も子育て中の方も、そして子どもたちも、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公共的な福祉サービスの利用とともに、地域住民同士の支えあいやすけあいが不可欠になってきています。地域の福祉課題の解決に向け、住民同士が協力しながらよりよい地域づくりに取り組んでいく活動が「地域福祉」です。

地域福祉については、平成12年に成立した社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」という理念が掲げられました。ここでは事業者と社会福祉に関する活動を行う者に加え、地域福祉の推進の担い手として「地域住民」が明記されるなど、これからの福祉を考えていく上では地域住民の参加と協力がますます求められています。

#### (2) 地域福祉活動計画の性格

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけを行い、地域住民・社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互に協力して策定する「地域福祉の推進」を目指した民間の活動・行動計画です。

計画を策定するにあたっては、地域の福祉ニーズの把握や課題の解決を目指して、住民組織（地区社会福祉協議会、以下「地区社協」という。）やボランティア組織、民生委員児童委員、愛育委員、高齢者・障がい者団体、専門機関（高齢者支援センター等）、行政等が協働して活動することを目的として、体系的かつ年度毎に取りまとめました。

#### (3) 地域福祉活動計画の視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、「地域福祉活動計画策定委員会」により検討を行いました。地域福祉活動計画は、これからの倉敷市における地域福祉の方向性を示す大切な計画であるため、策定委員会も地区社協、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、障がい者団体、ボランティア団体、介護保険事業者、障がい者施設、市職員等や公募の応募者から選出された21名の委員で構成されています。

そして、計画策定までに11回の検討会議を行う過程において、次の3つの視

点を大切にしながら取り組んできました。

### ① 具体的な活動目標を明らかにする

地域福祉活動計画では、住民が生活のなかで抱えている切実な「困っていること」、そして住民活動のうえで「解決が求められること」を明らかにしてきました。

また、近隣、及び小学校区において住民同士の支え合い、たすけあい活動の強化が求められ、その場合、何が解決されるべきテーマなのか、その目標は何か、住民の参加を得てどのように取り組む必要があるかを明らかにしてきました。

### ② 話し合いの過程を大切にす

住民ニーズ基本の原則に従い、アンケート調査や福祉団体・地区社協に対するヒアリング等に取り組みました。その結果、700項目に及ぶ生活課題や社協への要望などの意見が集まりました。

これらの課題や意見を策定委員会において、各種住民福祉の関係機関・団体の代表者、社協や行政の職員など、関係者が更に話し合い絞り込みを行うなど、その後の活動へつなげるための「話し合いの過程」を大切にしてきました。

### ③ 計画づくりを通して多様なネットワークを創り出す

計画策定に参画した、住民組織（地区社協）、ボランティア組織、民生委員児童委員、愛育委員、高齢者・障がい者団体、専門機関（高齢者支援センター等）、行政、社協等が、住民生活の「困っていること」の解決のためにそれぞれ単独で取り組んでいたのでは、必ずしも十分な成果を上げることができないということ認識し、住民の切実な生活課題の解決のために相互の協働関係を創り出していくことの重要性を確認してきました。

この計画は、これからの倉敷市全体の「地域の福祉力」を飛躍的に高めていく起点になるものであり、倉敷市社会福祉協議会の今後の事業展開にとっても、極めて大きな意味を持つものであると考えています。

## （４）地域福祉活動計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度の5箇年を取組みの期間としています。但し、計画策定後の様々な社会状況の変化や、他計画との整合性を図るために、計画中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2節 地域福祉活動計画策定と社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、地域社会における福祉活動を行い、住民が参加する福祉活動を推進し、福祉に関する生活課題や問題を住民や住民組織、行政などと協働、連携するなかで、解決しようとする中で住み続けたい福祉のまちづくりを進める公共性・公益性の高い組織です。

社会福祉法第109条によって規定された民間組織で、次のような性格をもっています。

地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実践などを行う、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

### (2) 社会福祉協議会の活動（活動原則と機能）

1992年（平成4年）に発表された「新・社会福祉協議会基本要項」では、社協の活動について**5つの原則と7つの機能**とが示されています。

#### <5つの原則>

#### ① 住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

#### ② 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

#### ③ 民間性の原則

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進めます。

#### ④ 公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。

## ⑤ 専門性の原則

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めます。

## <7つの機能>

### ① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進機能

地域住民と協力して、福祉ニーズを的確に把握し、地域の福祉課題を明らかにするためにアンケート調査等を実施し、問題解決に向けて福祉活動を推進します。社協は、住民とともに福祉問題を考え、解決にあたる活動を進めます。

### ② 公私社会福祉事業などの組織化・連絡調整機能

住民の力と同時に、社会福祉に携わる団体や人々、保健・医療、教育、労働等といった幅広い関連分野の関係者との協力体制も欠かせません。社協は、福祉の分野だけではなく保健・医療等の関連分野を含めた関係者との連絡調整を図りながらネットワークづくりを進めます。

### ③ 福祉活動・事業の企画及び実施機能

①と②の機能に基づきながら、地域の実情に即した助け合い活動（住民参加型在宅支援事業、サロン活動の促進等）を企画し、展開していきます。

### ④ 調査研究・開発機能

地域の福祉ニーズや福祉活動の実態を調査研究し、それに基づきながら新しい活動を開発します。

### ⑤ 計画策定、提言・改善運動機能

福祉課題に的確かつ継続的に応えていくために、住民参加の地域福祉活動計画を策定し、また、行政をはじめ関係機関に提言を行い、住みやすい地域づくりにつながる改善を行います。

### ⑥ 広報・啓発機能

福祉の理念や福祉の制度、サービス等について、広く住民や関係者の理解を得るために広報紙の発行や情報提供活動を行います。

### ⑦ 福祉活動・事業の支援機能

地域で展開される住民の自主的・自発的な福祉活動や各種団体の活動を支援します。

### (3) 地域福祉活動計画策定と社会福祉協議会

本来、社協は、前述の5つの活動原則に基づき、7つの機能を果たすことにより地域福祉の推進を図る民間組織として誕生しました。地域福祉活動計画は、社協が「福祉のまちづくり」に向けたコーディネーター役となり、先に述べた「5原則」、「7機能」の要素を盛り込みながら展開していく、いわば社協活動の集大成ともいえる取り組みです。

そして、社協が行政及び保健・福祉関係機関・団体などと連携し、地域福祉を推進していくための「羅針盤」として、地域福祉活動計画の策定が求められています。